

質問回答書

令和8年1月16日

各位

北広島町長

北広島町子ども第三の居場所運営事業業務委託に係る公募型プロポーザルについて、質問のあった事項について以下のとおり回答します。

番号	質問	回答
1	<p>業務委託仕様書7－(6)</p> <p>学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携</p> <p>きたひろハウスを利用している家庭について、要対協に入っていない児童についても情報共有してよいか。</p> <p>例えば、「〇〇君について協議させてください。」と学校、保育所等に連絡してよいのかどうか。</p> <p>連絡するということは、利用していること自体を伝えることになります。</p> <p>連携する場合は、保護者の同意が必要であるなどの、取り決めはあるか。</p>	<p>別に定める実施要綱において、支援に必要な個人情報の取得、事業での利用及び運営法人への提供については、事前にすべての保護者から同意を得ることとしていますので、要保護児童のみに限定するものではありません。</p> <p>また、利用者が所属している学校に対し、利用状況等の情報提供は可能です。</p>
2	<p>業務委託仕様書7－(7)</p> <p>保護者への情報提供及び相談支援</p> <p>ICTを導入し、保護者との面談を行ってもよろしいか。</p> <p>保護者の負担（例えば移動や時間調整）を軽減し、参加しやすい相談の機会としたい。</p> <p>それには必ず個室で管理者が行うことや、第三者（利用者）が映らないよう配慮して行う。</p>	差し支えありません。
3	<p>業務委託仕様書9－(2)</p> <p>開所日・開所時間</p> <p>学校の休業日以外の日（平日）の開設時間は、12：00～19：00とし、昼食の給食から開所することでもよろしいか。</p>	差し支えありません。